

『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』 ～大企業の一部の非正規雇用労働者も対象となります～

I 支給対象となる大企業の労働者

大企業に雇用されるシフト労働者等（※）であって、事業主が休業させ、休業手当を受け取っていない方

（※）労働契約上、労働日が明確でない方（シフト制、日々雇用、登録型派遣）

★申請に必要な「支給要件確認書」において休業の事実が確認できない場合でも、**以下のケースは、休業支援金の対象となる休業として取り扱います。**なお、支給要件確認書の記載は労働基準法第26条の休業手当の支払い義務の有無を判断するものではありません。

- ① 申請対象月のシフト表が出ている等により、当該月の勤務予定が定まっていた場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
- ② 休業開始月前の給与明細などにより「**6か月以上の間、原則として月4日以上勤務**」がある事実（※）が確認可能で、かつ、**事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できる**ケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

（※）下記Ⅱ（1）の期間について申請する際に、休業開始月の直近6か月では上記を確認できない場合でも、令和2年3月以前の6か月に月4日以上勤務が確認できれば、これに該当します。

II 対象となる休業の期間と申請期限

休業した期間	申請期限
(1) 令和3年1月8日以降の休業（※）	令和3年7月31日（土）
(2) 令和2年4月1日から6月30日までの休業	

（※）令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業も含まれます。各都道府県の時短要請等発令状況は裏面の（別表）をご覧ください。

III 支給額の計算方法

休業前の1日あたり
平均賃金

× **80%** ×

各月の休業期間
の日数

－
・就労した日数
・労働者の事情で休んだ日数

① 1日あたり支給額
(11,000円が上限)

② 休業実績

令和2年4月1日から6月30日までの休業の場合は、**60%**

- ・1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものと対象となります。**
- ・週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象となります。**
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

計算方法

(申請対象となる休業開始月前6ヶ月のうち任意の3ヶ月の賃金の合計額) ÷ 90

※ 令和3年1月8日（令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期）以降の休業について申請する場合は、令和元年10月から申請対象となる休業開始月の前月までのうち任意の3ヶ月の賃金の合計額を90で割って計算します。

- (例1) 令和2年4月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年3月 から任意の3ヶ月
(例2) 令和3年1月の休業について申請する場合 → 令和元年10月～令和2年12月 から任意の3ヶ月

IV 申請方法

オンライン、郵送の2種類あり、労働者の方から直接申請いただけます。（事業主経由での申請も可能です。）

- 【必要書類】（1）支給申請書（2）支給要件確認書（基本的に労働者と事業主で協力して作成※1）
（3）本人確認書類（免許証の写しなど）（4）振込先口座確認書類（キャッシュカードの写しなど）
（5）休業前および休業中の賃金額を確認できる書類（給与明細の写しなど）
（6）（初回申請の場合）シフト制、日々雇用又は登録型派遣である旨の疎明書及びその内容が確認できる書類（労働契約書など。ない場合はその旨申し出てください。）

※ 支給要件確認書の作成に事業主のご協力が得られない場合、その旨を支給要件確認書に記載の上、申請いただくことが可能です。

なお、支給要件確認書で休業の事実が確認できず、休業前6か月間の勤務実績を表面Ⅰ中★のケースに該当する方は、休業前6ヶ月の勤務実態が確認できる給与明細等の該当を証明出来る書類を添付してください。

- オンライン申請される場合、下記厚生労働省HP特設サイト中の申請ページにアクセスしてください。
○ 郵送申請される場合、下記あて先にしてください。

〒600-8799 日本郵便株式会社 京都中央郵便局留置
厚生労働省 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金担当 行

V お問い合わせ

■ 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード①)

①



■ 総合労働相談コーナー

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、総合労働相談コーナーにご相談ください。同コーナーは、全国の都道府県労働局や労働基準監督署などに設けられており、解雇、雇い止め、配置転換、賃金の引下げ、いじめ・嫌がらせ、パワハラなどのあらゆる分野の労働問題について、ワンストップで相談の受付等を行っています。

②

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html> (右記QRコード②)



■ お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
電話 0120-221-276 月～金 8:30～20:00 / 土日祝 8:30～17:15

【別表】Ⅱ (1) (※) に記載の令和2年11月7日以降に時短要請等を発令した都道府県及び申請対象期間の始期

都道府県	対象期間の始期	都道府県	対象期間の始期	都道府県	対象期間の始期
北海道	令和2年11月7日	東京都	令和2年11月28日	京都府	令和2年12月21日
宮城県	令和2年12月28日	神奈川県	令和2年12月7日	大阪府	令和2年11月27日
福島県	令和2年12月28日	長野県	令和2年12月17日	広島県	令和2年12月17日
茨城県	令和2年11月30日	岐阜県	令和2年12月18日	高知県	令和2年12月16日
群馬県	令和2年12月15日	静岡県	令和2年12月23日	熊本県	令和2年12月30日
埼玉県	令和2年12月4日	愛知県	令和2年11月29日	沖縄県	令和2年12月17日
千葉県	令和2年12月2日				

※ 厚生労働省において、都道府県のHP等で時短要請等の取組を確認の上で、一覧化したもの
※ 記載のない県は令和3年1月8日より前に要請が行われていないため、対象期間は、令和2年4月1日から6月30日の期間を除き、令和3年1月8日以降。